

異なる「水事情」、企業団は少数意見を反映できるか？

奈良県域水道一体化



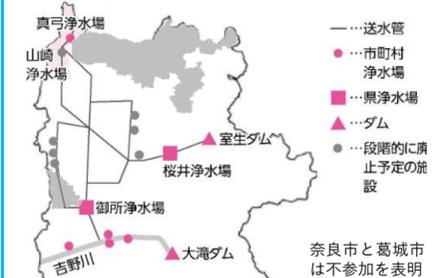
奈良県域水道一体化に向け、企業団設立準備協議会（任意協議会）の議論が大詰めを迎えています。昨年末には小紫市長も生駒市の法定協議会への参加を表明し、2月1日には基本協定書も締結しましたが、課題ははまだクリアになってはいません。

■生駒市にとって有利な条件が次々に

一体化に向けての協議当初、生駒市の2つの浄水場は廃止され、自己水（地下水）が失われる、内部留保金の保有額が大きいため企業団への引継ぎ資金が大きくなるという懸念材料がありました。

しかし、昨年10月に奈良市が準備協議会を離脱したことによって生駒市の真弓浄水場の存続が決定しました。更に、内部留保資金を企業団に引き継ぐことに難を示し、準備協議会への参加を見送っていた大和郡山市に参加を促すため、引継ぎ資金が大きな団体の区域には優先的に投資を行うというルールが昨年11月末に示されました。これらは、生駒市が今後、法定協議会に参加するにあたって有利な条件です。

■一体化に参加する市町村の水道施設（広報いこまち令和4年12月号を一部加工）



■未確定要素が多い基本計画案

しかし、今なお懸念があるのは、企業団の意思決定プロセスです。

基本協定書には関係団体は「奈良県広域水道企業団基本計画」の内容に合意することになっていますが、令和4年11月29日の基本計画案は未確定要素が多く、「今後の企業団の指針となる」とありながら「令和5年度中に整理する」という文言が随所に見られます。「経営上の重要事項」は、企業長（知事）及び副企業長とで構成する執行機関が提起した議事を各自自治体の首長からなる運営協議会で了承し、企業団議会で議決されることになっていますが、その企業団議会の構成すら未確定では法定協議会への参加の是非を判断できません。

■少数意見は尊重されるか？

また、とりわけ奈良県の最北西部に位置する生駒市は、奈良県域水道の水源から最も遠く、参加自治体の中でも浄水場を存続させることになる「少数」自治体です。参

加自治体ごとに水事情が異なる中、企業団と参加自治体の利害が一致しないケースが生じたとき、少数意見であっても尊重されるしくみが用意されていることも法定協議会への参加の判断に必要な要素です。

■基本計画の変更の扱いは？

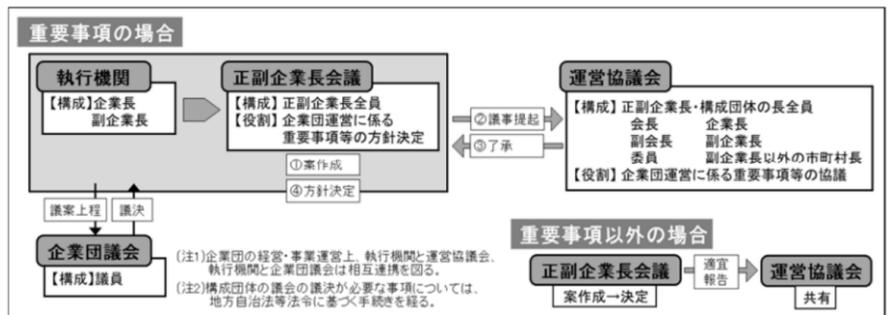
基本計画案には、「今後の更なる議論の深まりや時勢の変化等を踏まえ構成団体の承認のうえ、必要に応じて」内容を更新するとありますが、この「承認」にそれぞれの自治体議会の議決が必要かどうかは不明です。例えば、今の基本計画案では民営化は行わないとされていますが、その変更は、企業団議会の議決対象にすらなっていません。

基本計画の変更にあたっては、企業団の構成団体のすべての議会の議決を必要とすべきで、首長レベルの運営協議会で実現してしまうようなことがあってはいけません。

基本計画案はこちら→



■基本計画書案に示された【意思決定に係る組織・プロセス】イメージ



解決策がイベントとコミュニティ！？

奈良交通バス路線廃止・減便問題



昨年3月に奈良交通株式会社から生駒市に対して市内北部5路線の廃止・減便の検討について申入れがあった件で、その説明会が1月21日に生駒市北コミュニティセンターで開催されました。通勤・通学、買物、通院等の足がなくなるかもしれないという不安から多くの方が参加され、関心の高さが伺われました。

説明会では、市から対象路線を「当面の間、維持・継続することになった」ことが

報告され、市長は「成果だ」と強調しましたが、これは市から奈良交通への8,780万円の補助金の成果に過ぎず、その効果がいづまで持続するのは不明です。

参加者からは市の対応の遅さを指摘する声や奈良交通への財政支援についての市の考えを問う質問があり、これに対して市は、現在国で構築している全国の交通事業者に対する支援制度を見て考える、と明言を避ける一方、市長からは、「イベントを作って応援する」、「出かけて用を足すので



多くの市民が参加した市の説明会でした...

はなく複合型コミュニティやキッチンカーや移動販売車でご飯を買えるようにするやり方もある」といった的外れな発言もあり、会場からは「答えになっていない」との声が聞かれました。

バス路線問題の別報はこちら→



単身高齢者やひとり親、低所得者への居住支援を

12月議会一般質問



低額所得者や高齢者、ひとり親子育て世帯は、賃貸住宅を探す際、家主から家賃の滞納、居室内の事故や孤独死、騒音等を不安視され、入居を制限されることが少なくありませんが、総務省の情報通信白書では、高齢化、未婚化が進み、2040年には単身世帯は、全世帯の4割を占めるようになると推計されています。

今後、身寄りのない方が増えてくれば、住宅確保の困難事例も増えることが予想され、その支援策について一般質問しました。

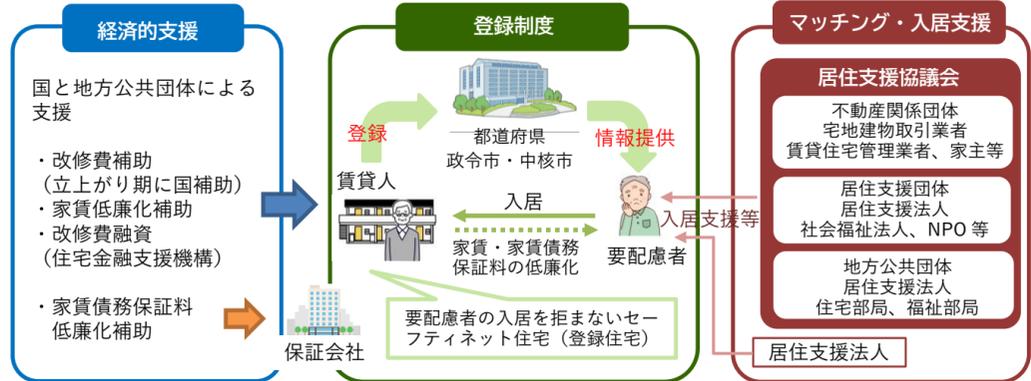
■住宅セーフティネット制度

平成29年に改正された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（住宅セーフティネット法）に基づき、奈良県でも低額所得者、高齢者、障がい者、ひとり親、DV被害者、児童養護施設退所者、被災者など住宅確保に配慮を要する方の居住支援のため、入居を断らない賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修・入居に対する経済的支援、住宅確保要配慮者へのマッチング・入居支援策として居住支援法人の指定や居住支援協議会の設置が進められています。

■ワンストップでの居住支援を

しかし、実際に住居確保に困りごとを抱えた市民が最初に相談先として頼るのは県ではなく市役所、しかも住宅政

■住宅セーフティネット制度のイメージ



■計画行政はいずこへ？

現在の生駒市の住宅政策は、空き家の活用や中古住宅の流通促進が中心で、第6次生駒市総合計画には、低所得者への市営住宅の提供を含めて居住支援については一切記載がありません。支援に取組む旨の答弁を受け、総合計画への追記を求めましたが、令和6年度からの第2期計画策定の際

に見直したいとの答弁でした。

しかし、生駒市自治基本条例には最も基本的な計画である総合計画に基づき市政運営を行うことが規定されています。また、総合計画には、計画期間中でも社会経済情勢の変化によって記述を見直す必要があります。今の市政の計画に対する向き合いかたの程度が知れる答弁でした。

市は令和5年度から「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業も始まります。

関係機関や庁内連携のための体制整備も大切ですが、最も大切なのは、職員が目目の前の困っている市民を何とかしたいと思えるかどうかだと思います。



成年後見人の報酬助成制度がさらに拡大

令和4年度介護保険特別会計補正予算

判断能力が十分でない障がい者や高齢者などに代わって、裁判所から選任された成年後見人が、財産を管理したり施設への入所や入院に関する判断を行ったりする成年後見制度について、塩見は一昨年の6月議会において、被後見人の財産や収入が低く後見人に支払われる報酬が低額、無報酬だと受け手がいないケースも出てくるため、

配偶者や4親等以内の親族がない場合などの市長申立てに限定されていた報酬助成制度の対象を、本人や親族申立てで第三者の成年後見人等が選任された場合にも使えるよう拡充を求めました。

その結果、令和4年度の介護保険特別会計において成年後見制度利用支援事業費約100万円を計上し、本人や親族申立てにも

使えるよう要綱が改正されましたが、さらに要綱改正前から無報酬で成年後見人が選任されているケースでも2年を限度として遡って報酬を支払えるよう、12月定例会において令和4年度介護保険特別会計予算を増額補正し、約370万円とする議案が提出され、可決しました。

いついかなる状態になっても尊厳を持って生活できるよう、今後も意思決定支援など権利擁護の支援強化策を提案してまいります。

